カ　テ　エ　ネ　プ　ラ　ン

（６キロボルトアンペア未満）

（関西エリア）

2026年12月１日　実施

中部電力ミライズ株式会社

本　　則

１　適　　用

(1) この個別要綱のカテエネプラン（関西エリア）は，当社が別途定める基本契約要綱（低圧・中部エリア以外）（以下「基本要綱」といいます。また，基本要綱が変更された場合は，変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当する需要で，次のいずれにも該当し，かつ，お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ　契約容量が６キロボルトアンペア未満であること

ロ　その１月の使用電力量が原則として50キロワット時以上であること

(2) この個別要綱は，基本要綱とあわせて適用いたします。

２　料　　金

基本料金および電力量料金は，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	0円00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	23円37銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	25円00銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	28円44銭

３　帳票発行手数料

(1) 当社は，次のいずれかに該当する場合には，原則として，各帳票の発行につき，(2)に定める帳票発行手数料を，お客さまに支払っていただきます。

なお，帳票発行手数料は，帳票発行の対象となる料金とあわせて支払っていただきます。

イ　お客さまが，書面による請求書の発行を希望され，当社が請求書を発行した場合

ロ　お客さまが，基本要綱24（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し，当社が振込用紙を発行した場合

(2) 帳票発行手数料は，次のとおりといたします。

イ　(1)イの場合

１料金の算定期間および１契約につき	100円00銭

ロ　(1)ロの場合

１料金の算定期間および１契約につき	220円00銭

４　そ　の　他

(1) 料金については，当面の間，原則として，基本要綱24（料金その他の支払方法）(1)ロに定める料金の支払方法により支払っていただきます。

(2) 当社は，特別の事情がある場合を除き，基本要綱１（適用）(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより，基本要綱20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。

(3) 当社は，基本要綱22（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(4) 当社は，販売委託先（当社の電力の販売について当社と販売委託契約等を締結した者をいいます。）と共同して提供するサービスのお申込みをいただいたお客さまについては，名義，需要場所（供給地点特定番号を含みます。），使用電力量，料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客さまおよび当該販売委託先のサービス契約に係る事項について，当該販売委託先に情報を提供することおよび当該販売委託先から情報の提供を受けることがあります。

(5) その他の事項については，基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。

附　　則

１　実 施 期 日

この個別要綱は，2026年12月１日から実施いたします。

２　この個別要綱の実施にともなう切替措置

この個別要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，基本要綱21（料金の算定）および22（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

別　　表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）

(1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

$$第１段階料金適用電力量＝120キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{歴\quad 日\quad 数}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$第２段階料金適用電力量＝180キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{歴\quad 日\quad 数}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) (1)に規定する日割計算後の第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。